

広島県告示第四百八十八号

平成十九年広島県告示第千二百三十八号（広島県立総合技術研究所における使用料及び手数料の種別及び額）の一部を次のように改正する。

平成二十六年六月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

第一号の表東部工業技術センターの項中

20	電子部品実装装置	〃	六〇〇円	を
21	電子部品実装装置	〃	六〇〇円	
	複合材料切断機	〃	五〇〇円	に改める。